

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東北地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件

## 東北（山形）国民年金 事案 1902

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月

年金事務所によると、申立期間について、納付した国民年金保険料が還付されたことになっており、未加入期間とされているが、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が昭和 55 年 10 月 1 日であるにもかかわらず、国民年金の被保険者資格の喪失日が同年 9 月 30 日となっていることに納付できない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）、オンライン記録等から、申立人は、国民年金の被保険者資格を昭和 55 年 9 月 30 日に喪失していることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間とされているところ、A 社会保険事務所（当時）が作成した国民年金保険料の還付整理簿及び申立人の国民年金被保険者台帳によると、一旦は納付された申立期間の国民年金保険料が還付されたことが確認できる。

しかしながら、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは昭和 55 年 10 月 1 日であり、同年 9 月 30 日に国民年金の被保険者資格を喪失する合理的な理由は見当たらず、申立期間は強制加入被保険者として国民年金の被保険者となるべき期間であり、国民年金保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、当該期間について納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3515

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は5万円、17年8月10日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日  
② 平成17年8月10日

私は、申立期間①及び②について、A株式会社から賞与を支給されていたが、厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、B株式会社から提出された賞与支給試算資料により、申立人は、当該期間に係る賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与支給試算資料により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は5万円、申立期間②は10万円とすることが妥当である。

また、申立期間①及び②に係る賞与の支給日については、B株式会社の回答から、申立期間①は平成16年12月15日、申立期間②は17年8月10日とすることが相当である。

なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、B株式会社は、申立人の当該期間の賞与に係る届出を行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（山形）厚生年金 事案 3516

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成5年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月21日から同年10月1日まで

私は、平成5年9月21日にC株式会社からA株式会社に転籍したものの、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与支給明細書、株式会社Bの回答、同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、平成5年10月1日（現在は、平成5年9月21日に訂正）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同社は昭和60年3月30日に設立されていることが確認できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人が所持している給与支給明細書において確認できる同年9月分の厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A株式会社は申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を16万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月30日  
② 平成20年8月12日

有限会社A（現在は、A株式会社）のB営業所に勤務していた平成19年12月30日及び20年8月12日に、同社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該賞与に係る国の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

賞与明細書を提出するので、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及び同僚が所持する賞与明細書並びに有限会社Aの社会保険事務を担当していた者の証言から、申立人は、申立期間①において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、上記賞与明細書にお

いて確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、16万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人が所持する賞与明細書及び有限会社Aの社会保険事務を担当していた者の証言から、申立人は、申立期間②において同社から賞与の支払を受けたことが認められる。

しかしながら、申立人の申立期間②に係るものであると認められる賞与明細書の厚生年金保険料控除欄には保険料額の記載が無く、申立期間②における厚生年金保険料控除額を確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①については17万円、申立期間②及び③については16万9,000円、申立期間④及び⑤については17万5,000円、申立期間⑥については19万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日  
② 平成17年12月30日  
③ 平成18年8月12日  
④ 平成18年12月30日  
⑤ 平成19年8月12日  
⑥ 平成19年12月30日  
⑦ 平成20年8月12日  
⑧ 平成20年12月30日  
⑨ 平成21年8月12日  
⑩ 平成21年12月30日

有限会社A（現在は、A株式会社）に勤めていた期間中に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該賞与に係る国の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

申立期間①から⑩までの賞与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑥までについて、申立人及び同僚が所持する賞与明細書並びに有限会社Aで社会保険事務を担当していた者の証言から、申立人は、

申立期間①から⑥までにおいて同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑥までの標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与支給額から、申立期間①は17万円、申立期間②及び③は16万9,000円、申立期間④及び⑤は17万5,000円、申立期間⑥は19万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間⑦から⑩までについて、申立人が所持する賞与明細書及び有限会社Aで社会保険事務を担当していた者の証言から、申立人は、申立期間⑦から⑩までにおいて同社から賞与の支払を受けたことが認められる。

しかしながら、申立人の申立期間⑦から⑩までに係るものであると認められる賞与明細書の厚生年金保険料控除欄には保険料額の記載が無く、申立期間⑦から⑩までにおける厚生年金保険料控除額を確認できない。

このほか、申立人の申立期間⑦から⑩までにおける厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑦から⑩までについて、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（青森）厚生年金 事案 3520

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認めることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月30日

有限会社A（現在は、A株式会社）に勤務していた平成19年12月30日に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該賞与に係る国の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

賞与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人及び同僚が所持する賞与明細書から、申立人は、標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当する場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、申立人は、申立期間当時、有限会社Aの給与に係る社会保険事務を担当していたとしている。

しかしながら、申立人は、賞与に係る社会保険事務には携わっていないとしている上、同僚は、申立人は賞与に係る社会保険事務には携わってお

らず、当該事務について最も影響力を持っていたのは事業主だった旨述べていることから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に該当しないものと認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 3522

### 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和55年11月4日であると認められることから、申立期間における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和55年6月から同年10月までの標準報酬月額については、同年6月から同年8月までは6万8,000円、同年9月及び同年10月は7万6,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月30日から同年12月1日まで

私は、昭和53年6月から平成7年12月までA事業所又はB有限会社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間も継続して勤務しており、同時期に勤務していた同僚は記録の訂正が認められたと聞いたので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言により、申立人は申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、事業所記号簿の記録では、A事業所は、昭和55年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同日に同事業所において申立期間に厚生年金保険の被保険者であった申立人を含む全ての者が被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年9月1日の随時改定又は同年10月1日の定時決定の処理が行われており、かつ、これらの処理が取り消されている上、申立人を含む多数の者について健康保険被保険者証返納日が同年11月4日と記録されていることが確認できることを踏まえると、申立人の被保険者資格喪失日に係る処理及び同事業所が同年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理も同年11月4日に遡及して行われたものと考えられ、当該取消処理前の記録から、同年6月30日において、同事

業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 55 年 6 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 事業所における被保険者資格喪失日は、当該喪失処理を行ったと考えられる同年 11 月 4 日であると認められる。

また、申立人の昭和 55 年 6 月 30 日から同年 11 月 4 日までの期間における標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の 54 年 10 月の定時決定及び取消処理がなされた 55 年 9 月の随時改定の記録により、同年 6 月から同年 8 月までは 6 万 8,000 円、同年 9 月及び同年 10 月は 7 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 11 月 4 日から同年 12 月 1 日までの期間については、同僚が所持する当該期間の給料明細書によると厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 3524

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、申立期間①は 28 万 4,000 円、申立期間②は 16 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 5 月 31 日  
② 平成 19 年 5 月 31 日

私は、昭和 53 年 8 月から平成 23 年 5 月まで A 株式会社勤務したが、申立期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、B 税務署から提出された平成 16 年分の所得税の確定申告書、同年分給与所得の源泉徴収票、19 年分の所得税の確定申告書及び同年分給与所得の源泉徴収票、C 市から提出された平成 17 年度市民税県民税課税状況回答書、20 年度市民税県民税課税状況回答書及び平成 19 年分の所得税の確定申告書並びに複数の同僚のオンライン記録から、申立人は、申立期間①は 16 年 5 月 31 日に、申立期間②は 19 年 5 月 31 日に A 株式会社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、前述の資料等において推認できる厚生年金保険料控除額から申立期間①は 28 万 4,000 円、申立期間②は 16 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、オンライン記録によると、当初、

A株式会社における被保険者全員に申立期間①及び②に係る賞与の記録が無かったことが確認できることから、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、23万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 14 日

私は、平成 14 年 4 月から 22 年 6 月まで A 株式会社勤務したが、申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳、B市から提出された給与支払報告書（個人別明細書）及び同僚が所持する賞与明細書から判断すると、申立期間において、申立人がA株式会社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間における標準賞与額は、前述の申立人が所持する預金通帳及びB市から提出された給与支払報告書（個人別明細書）により確認できる社会保険料等の金額から算出した賞与支給額及び保険料控除額から、23万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについてはこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3527

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額については、44万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 25 日  
② 平成 19 年 12 月 26 日

私は、平成 18 年 7 月から 22 年 2 月まで A 社 B 事業所に勤務したが、申立期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

申立期間①及び②の賞与に係る明細書があるので、当該期間の賞与に係る厚生年金保険の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が所持する当該期間に係る賞与支払明細書から、申立人は、標準賞与額（44万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B事業所の元事業主は、厚生年金保険の被保険者全員に賞与を支給したとしているが、オンライン記録によると、当初当該期間において当該事業所の被保険者全員に賞与の記録が無かったことが確認できることから、事業主は当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の各申立期間における標準賞与額に係る記録については、申立期間①は15万8,000円、申立期間②は17万2,000円、申立期間③は25万9,000円、申立期間④は21万1,000円、申立期間⑤は17万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 22 日  
② 平成 18 年 7 月 24 日  
③ 平成 18 年 8 月 10 日  
④ 平成 19 年 12 月 19 日  
⑤ 平成 20 年 12 月 26 日

私は、A社（勤務先は、B事業所）に勤務していた期間のうち、申立期間に同社から賞与が支給されたが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C銀行の回答によると、申立人がA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、申立人の平成16年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額は、オンライン記録における同年の申立人の標準報酬月額に基づいて算出した社会保険料控除額を上回ることが確認できる。

さらに、申立人と同様にB事業所に勤務していた同僚が所持する申立期間①に係る賞与の支給明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①において厚生年金保

除料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、前述の平成 16 年分給与所得の源泉徴収票、C銀行の回答及び同僚が所持する賞与の支給明細書により算出した厚生年金保険料控除額から、15 万 8,000 円とすることが妥当である。

申立期間②から⑤までについて、申立人が所持する賞与の支給明細書、C銀行の回答及びD銀行の預金取引明細表によると、当該期間において、申立人がA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の申立期間②から⑤までに係る標準賞与額については、前述の申立人が所持する賞与の支給明細書等により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間②は 17 万 2,000 円、申立期間③は 25 万 9,000 円、申立期間④は 21 万 1,000 円、申立期間⑤は 17 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から⑤までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 東北（宮城）国民年金 事案 1899

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から51年3月までの期間、53年4月から57年4月までの期間及び60年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年8月から51年3月まで  
② 昭和53年4月から57年4月まで  
③ 昭和60年4月から同年6月まで

私は、昭和62年9月頃、A県B市の社会保険事務所（当時）において、その時点で国民年金保険料が未納となっていた申立期間①及び③並びに保険料の申請免除期間となっていた申立期間②について、保険料をまとめて納付したので、申立期間について保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年9月頃、B市の社会保険事務所において、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人に係るC県D市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立人は、同年9月に同市からB市へ転居していることが確認でき、申立人に係る同市の国民年金被保険者台帳（電子データ）及びオンライン記録によると、申立期間③直後の60年7月から61年3月までの保険料は、申立人が同市へ転居した後に過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、62年9月頃、当該時点で納付が可能な申立期間③直後の保険料を納付したものと考えられ、この時点では、未納期間である申立期間①及び③の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人に係るD市の国民年金被保険者名簿及びB市の国民年金被保険者台帳によると、いずれも申立期間①及び③は未納、申立期間②は申請免除と記録されていることが確認できるほか、同被保険者台帳及びオン

ライン記録によると、申立期間②直後の昭和 57 年 5 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料は追納されていることが確認できるものの、申立期間②の保険料が追納された形跡は確認できない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（宮城）国民年金 事案 1900

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月から45年3月まで  
申立期間について、私は会社を退職し無職だったため、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。  
申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号（\*）は、昭和39年10月にA町において払い出されていることが確認できるが、申立人に係る同町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び当該手帳記号番号に係るオンライン記録には、申立人が42年3月に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い国民年金被保険者資格を喪失した後、同資格を取得した記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、申立人の父親が申立期間に係る国民年金の再加入手続を行ったこととはうかがえず、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は婚姻によりB市に転居しているところ、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立期間の国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る処理が平成7年8月30日に行われていることが確認できること、及びオンライン記録によれば、当該記録に係る処理は同年9月21日に行われていることが確認できることから、同年8月頃に同市において申立人に係る国民年金の加入手続が行われ、申立人に対し、前述とは別の国民年金手帳記号番号（\*）が払い出され、昭和44年12月16日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。これらのことから、当該加入手続が行われたと推認できる時点より前の時期

においては、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、当該加入手続が行われたと推認できる時点では、既に申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって保険料を納付していたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、申立期間の保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（宮城）国民年金 事案 1901

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 12 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の保険料を納付した事実は確認できないとの回答をもらった。

しかし、申立期間について、A 市役所で 3 か月分ぐらいつの納付書を作成してもらい、遡って国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納となっていた申立期間の国民年金保険料について、A 市国民年金課の職員から、3 か月分ぐらいつ納付することができると聞いたので、国民年金の加入手続後、同市が作成した納付書により数か月分の保険料を遡って納付し、その後も、納付した保険料の領収証書を同市役所に持参し、次の期間の分の納付書をその都度作成してもらっていたと主張しているところ、申立人が主張するとおり申立期間の保険料を納付していたのであれば、申立期間についても複数の領収証書が申立人に対して発行されていたことになるが、申立人は、申立期間前後の保険料の領収証書は所持しているものの、申立期間に係る領収証書を所持しておらず、当該期間については保険料を納付していたことを確認することができない。

また、A 市及び B 市の国民年金被保険者名簿によると、いずれも申立期間は未納とされていることが確認できる上、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）においても当該期間は未納とされていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人はこれまでに交付された年金手帳は 1 冊であったとしている上、オンラインによる氏名検索を行った結果、申立人に対し、別の国

民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（宮城）国民年金 事案 1903

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から6年3月まで

私は、申立期間当時は大学生で、A県B市（現在は、C市）に居住しており、収入が無く国民年金保険料を納付することができなかつたので、両親が私の保険料を納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡している上、母親も保険料の納付時期、納付場所及び納付金額等の記憶が定かではなく、申立期間当時の状況を確認することができない。

また、C市の国民年金被保険者記録票及びD県E市の国民年金被保険者名簿（CSVデータ）によれば、申立期間の国民年金保険料はいずれも未納とされており、当該記録はオンライン記録と一致する。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（宮城）国民年金 事案 1904

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年3月まで  
申立期間の国民年金保険料については、婚姻した昭和53年11月に、私の住民票をA県B市からC県D市に異動する手続を行った際に、夫が同市役所の国民年金窓口で全て納付した。  
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した昭和53年11月に、夫がD市役所の国民年金窓口で申立期間の国民年金保険料を全て納付したと述べているところ、この時点で、申立期間の保険料は第3回特例納付制度（実施期間は、昭和53年7月から55年6月まで）による納付が可能であるものの、制度上、特例納付に係る保険料は市区町村では収納できない上、同市は、「特例納付保険料納付書の交付及び特例納付を含む過年度保険料の収納は行っていなかった。」と回答しており、同市が申立期間の保険料を収納したとは考えにくい。

また、申立人に係るB市及びD市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、いずれも申立期間は未納とされており、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（青森）厚生年金 事案 3514

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月21日から43年7月1日まで  
② 昭和48年9月7日から49年1月1日まで  
③ 昭和50年7月21日から51年1月6日まで

私は、申立期間当時、A県B市C地区に所在したD株式会社又はE社の事業主であり、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人は、B市C地区に所在したD株式会社又はE社の事業主であったと主張しているところ、事業所記号番号払出簿によると、D株式会社は昭和42年6月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、E社は同市C地区において、同日に厚生年金保険の新規適用事業所となり、48年9月7日に適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないとしている。

申立期間①について、前述のとおり、E社は厚生年金保険の適用事業所であることが確認できるものの、申立人が名前を挙げた当時の社員及びオンライン記録において、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、所在が確認できる9人に照会したところ、回答があった7人のうち4人は、申立期間①当時、申立人は同社の事業主であったが、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除については分からないとしており、残る3人からは具体的な回答が得られない。

申立期間②について、申立人に係るE社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和48年9月7日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同日に健康保険の任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③の直前に株式会社Fにおいて厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、事業所記号番号払出簿によると、同社は昭和50年7月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立人に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は同日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、健康保険継続療養証明書が交付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3517

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 5 月 31 日から同年 6 月 30 日まで

夫が記載した履歴書の内容から、夫はA株式会社に昭和 39 年 3 月から 42 年 6 月まで勤務していたはずであるが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻から提出された申立人の履歴書の内容から判断すると、申立人は昭和 39 年 3 月からA株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のA株式会社に係る雇用保険の被保険者資格取得年月日は、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と一致している上、複数の同僚の同社に係る雇用保険の被保険者資格取得年月日も厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と一致していることが認められる。

また、複数の同僚は、申立期間当時、A株式会社では入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかった旨回答している。

申立期間②について、A株式会社は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 42 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、複数の同僚は、同日以降に同社に勤務した者はいなかった旨述べている。

また、A株式会社は、前述のとおり昭和42年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元代表取締役も既に死亡していることから、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 3521

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月  
② 平成 16 年 12 月  
③ 平成 17 年 7 月  
④ 平成 17 年 12 月

年金記録を確認したところ、株式会社Aから支給された申立期間①から④までに係る賞与の記録が無かった。当時、40万円から50万円の賞与が現金で支払われていたと思うので、賞与の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主は、申立人の申立期間①から④までに係る賞与について、現金で支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたが、当該期間に係る賃金台帳等の資料は処分したため、賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額は不明と回答している。

また、B県C市から発行された申立人の平成16年分及び17年分に係る市民税・県民税課税証明書において確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録における16年及び17年の申立人の標準報酬月額に基づいて算出される社会保険料の金額を上回っていることは認められるが、申立人は、申立期間①から④までに係る賞与明細書等を所持していないことから、当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額を推認することができない。

このほか、申立人が申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から④までについて、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3523（岩手厚生年金事案 160 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 17 日から同年 9 月 17 日まで

前回、私がA社B事業所（現在は、A社C事業所）に期限付臨時社員として勤務していた昭和 46 年及び 48 年に係る申立てについて、給与明細書等の資料が無いことから、記録訂正は認められないとの通知を受けたが、新たに同事業所の元社員の所在が確認できたので、前回の申立てに対する通知において、辞令書（写）により勤務していたことが確認できるとされた期間について詳しく調査した上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 48 年 3 月から同年 9 月までの期間については、A社D部署が保管する申立人に係る採用の辞令書（写）により、申立人がB事業所に勤務していたことは確認できるものの、i）当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いこと、ii）同社C事業所は、当時の関係資料は保存期限を経過したため既に廃棄しており、被保険者資格の得喪の届出及び保険料納付については確認できないこと、iii）同事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人の記載は無く、当該期間における健康保険の整理番号に欠番や乱れは無いこと、iv）ほかに申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として既に年金記録確認E地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成 20 年 10 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間について、B事業所の元

社員の所在が確認できたので、辞令書（写）により勤務していたことが確認できるとされた期間について詳しく調査してほしいと主張しているところ、当該元社員は、「自分は、申立期間当時、B事業所F部署（当時）にG職として勤務しており、厚生年金保険の担当ではなかったため、申立人の厚生年金保険の加入状況については分からない。」旨証言していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況を確認できない。

また、A社D部署は、申立期間を含む昭和47年9月3日から48年10月12日までの期間にB事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した期限付臨時社員15人以外に、当該期間中に同事業所において申立人を含む14人が期限付臨時社員として任用されたと回答しているところ、オンライン記録において、同事業所における当該14人に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できないことから、同事業所では必ずしも期限付臨時社員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

以上のことから、今回の申立人の主張は、年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（秋田）厚生年金 事案 3525

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月

有限会社A（現在は、A株式会社）B営業所に平成 19 年 9 月からC職として勤務し、同年 12 月に同社から賞与の支給を受けたが、当該賞与に係る国の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人の申立期間に係る賞与について、現金で支給された記憶は間違いなくあるとしているものの、当該賞与に係る賞与明細書は処分したため無いとしている上、同賞与明細書には支給額のみが記載されており、厚生年金保険料が控除されていたかどうかについては分からない旨証言している。

また、申立期間当時に有限会社AのB営業所に勤務していた申立人の上司は、申立人が申立期間に係る賞与を支給されたことについて記憶に無いとしている。

さらに、事業主は、申立期間の賞与に係る資料を保管しておらず、申立人に対する賞与の支給の有無及び厚生年金保険料の控除について、いずれも不明と回答していることから、申立人の賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 15 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 60 年 4 月頃から 63 年 4 月 1 日まで

申立期間①について、昭和 42 年 3 月から A 株式会社に勤務しており、途中、社名が B 株式会社に変更されたが申立期間①も継続して勤務していた。

申立期間②について、株式会社 C に勤務し、一人で経理及び社会保険事務を担当していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 42 年 3 月から勤務した A 株式会社の社名が B 株式会社に変更されたが、当該期間も継続して勤務していたとしているところ、事業所記号払出簿によれば、A 株式会社は 43 年 2 月 1 日に D 株式会社に変更した旨の記載が確認できる上、商業登記簿謄本によれば、同年 2 月 5 日に、A 株式会社から D 株式会社に変更したことが確認できることから、申立人が勤務したとする事業所は B 株式会社ではなく、D 株式会社であったことが推認できる。

しかしながら、D 株式会社は、事業所記号払出簿によると、昭和 44 年 3 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、49 年 12 月 3 日に解散していることが確認でき、元事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人に係る A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、社名変更の記載は無いものの昭和 44 年 3 月 15 日に被保険者資格

を喪失したことが確認でき、その記載内容に不自然な訂正等は見当たらずオンライン記録と一致している上、申立期間①内である同年8月12日に健康保険被保険者証を返納したことが確認できる。

一方、商業登記簿謄本によると、B株式会社は、A株式会社と同時期に存在したことが確認できるものの、事業所記号払出簿によると、昭和44年12月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、45年1月20日に解散し、元事業主も既に死亡しており、解散時の代表取締役も特定することができないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間①に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は見当たらず、健康保険被保険者証の番号は連番で欠番も無い。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び元事業主の証言から、勤務期間を特定することはできないが、申立人が株式会社Cに勤務していたことが認められる。

しかしながら、元事業主は、当時の資料は残っておらず社会保険料の控除の有無については不明であるとしており、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、株式会社Cと一緒に勤務していたとして10人の同僚の名前を挙げているところ、オンライン記録において同社における厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない者が複数名確認できることから、同社は、従業員全員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間②に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は見当たらず、健康保険被保険者証の番号は連番で欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 3530

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から34年4月1日まで

私は、昭和33年10月1日から34年3月31日までA事業所（現在は、B事業所）に専任社員として勤務し、C社D部署（当時）の社員とE業務等に従事していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B事業所の回答から、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業所記号払出簿によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、B事業所は、申立期間に係る給与からの厚生年金保険料控除等について不明としていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除等について確認することができない。

さらに、A事業所社員録に専任社員として記載されている申立人の前任者及び後任者と思われる者について、B事業所は厚生年金保険への加入は不明としている上、オンライン記録において当該前任者及び後任者を特定することができず、厚生年金保険の被保険者であったことを確認することができない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。